**1－（22）代行払精算事業規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号に掲げる事業（以下「代行払精算事業」という。）により、○○○と締結した代行払契約を推進するために必要な組合員の精算手続、方法等その他必要事項を定め、もって代行払精算事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（全商品の代行払）

第２条　本組合は、前条の目的を遂行するために、組合員は○○○から仕入れた全商品の代行払を行う。

２　組合員は、○○○との取引について、本規約の定める代行払精算制度以外の精算方法を用いてはならない。

（精算所）

第３条　組合員の精算は、本組合の定めた精算所で行う。

（精算伝票）

第４条　前条の精算は、本組合所定の精算伝票をもって行う。

（精 算 日）

第５条　組合員の精算日は、仕入れの日を含め○日目とする。

２　前項の規定にかかわらず、本組合の精算伝票の提示が仕入れの日を含め○日以後に行われたときは、提示された日の翌日に精算することを妨げない。

３　年末又は正月用商品の取引及び精算については、別に定める。

４　特殊な取扱いを要する商品又は特殊な取引に用いる商品については、第１項及び第３項の規定にかかわらず、その特殊な事情に応じた精算をすることができる。特殊な事情を有する組合員は、その旨本組合に申し出て、特殊な精算の方法を取り決めなければならない。

(精算時間)

第６条　精算所の精算時間は、○時○分より○時○分までとする。

（精算の方法）

第７条　精算の方法は、現金又は小切手とする。ただし、小切手の場合は振出日が当日までのものとし、先付小切手は受理しない。

（内金の禁止）

第８条　組合員の精算において内入金は認めない。

（仕入訂正）

第９条　仕入の訂正は、その仕入市場に申し出ることとし、当日の精算については、そのまま精算することを原則とする。

(精算の成立)

第10条　精算の成立時期は、第３条で規定する精算所で精算をなし、その領収の成立したときとする。

（代行払停止）

第11条　次の各号に該当する組合員は、代行払を停止する。

(1) 第５条の定める精算日までに精算しないとき

(2) 仕入及び精算に関し特に不正があり、又は不正をなす恐れあると理事会が認めたとき

（処分留保）

第12条　前条の規定にかかわらず、組合員が精算できない事由を申し出て、理事会がその事由を正当と認めた場合は処分を留保する。

（代行払停止の解除）

第13条　代行払の停止処分を受けた組合員は、第５条に定める精算日までの全額を精算しなければ代行払停止を解除されない。

（代行払保証積立金）

第14条　本組合は、代行払精算事業を維持継続し、○○○への代行払を保証するため、原則として、毎年の剰余金のうちから、代行払総額○分の○以上を代行払保証積立金として積立てるものとする。

（精算保証積立金）

第15条　組合員は、本組合への代行払精算を保証するため、原則として毎年剰余金処分として受ける代行払事業利用分量配当のうち、規定内精算総額の○分の○以上を代行払精算保証積立金として積立てるものとする。

（納税預金）

第16条　組合員は、仕入代金精算の際、仕入の○割相当額の納税預金をするものとする。

（そ の 他）

第17条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。